

労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令案

平成 27 年 12 月
労 災 管 理 課

1. 趣旨

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）に基づく年金たる保険給付（以下「労災年金」という。）と同一の事由により厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定による年金たる保険給付（以下「厚生年金保険給付」という。）等が併給される場合に労災年金に乘じる率について、所要の改正を行うもの。

2. 政令案の概要

労働者災害補償保険法施行令（昭和 52 年政令第 33 号。以下「労災保険法施行令」という。）第 4 条に規定された、労災年金と厚生年金保険給付を併給するもののうち、障害厚生年金と傷病（補償）年金との併給の場合に労災年金に乘じる率を現行の 0.86 から 0.88 とするもの。

3. 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日